

令和 7 年度 土呂中学校部活動に係る活動方針



令和 7 年 6 月

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感、悔しさなどを味わうことは、人間形成のうえで重要な機会であり、土呂中学校の学校教育目標「主体的に生きる人間の育成」を具現化するために大変意義のある教育活動の一つである。

土呂中学校部活動に係る活動方針は、部活動の意義や目的を改めて確認し、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指すものである。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。
--

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。

また、教員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っている。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、活動方針及び上記アの年間活動計画を学校の Web ページへの掲載等により公表する。

ウ 毎月の活動予定は、職員室前の掲示板に表示し、生徒が全ての部活動の予定を把握できるようにする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から適切に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留

意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動の適切な休養日の設定について

（１）休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。ただし、大会やコンクール前の期間や休養日直後に大会やコンクール等がある場合は、年間を見通して弾力的に休養日を計画する。

ア 学期中は、原則として週当たり 2 日以上以上の休養日を設ける。平日 1 日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）1 日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。

イ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）は、休養期間とする。

ウ 1 日の活動時間は平日 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

（２）部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、（１）の休養日数と同数程度になるように設定する。

（３）休養日の設定に当たっては、保護者の要望なども取り入れながら設定する。

また、活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

5 部活動 活動計画

（１）部活動の数

本校では、次の部活動を設置する

部活動名	生徒数
野球	2 1
サッカー(男女)	2 2
陸上(男女)	2 4
ソフトボール(女)	1 6
ソフトテニス(男)	2 2
ソフトテニス(女)	1 7
バスケットボール(男)	2 7
バスケットボール(女)	2 7
バレーボール(女)	2 9

卓球(男)	3 0
卓球(女)	1 7
剣道(男女)	2 1
音楽(男女)	2 2
美術(男女)	2 1
科学(男女)	1 0
生活文芸(男女)	2 2
レクリエーション	1

(2) 活動日時

ア 平日

- ・活動曜日 休養日を除く月・火・水・木・金・土（土曜授業を実施する日）
- ・活動時間

月	活動時間	完全下校時刻	月	活動時間	完全下校時刻
4	16:00～17:45	18:00	10	16:00～17:45	18:00
5	16:00～17:45	18:00	11	16:00～17:15	17:30
6	16:00～17:45	18:00	12	16:00～17:15	17:30
7	16:00～17:45	18:00	1	16:00～17:15	17:30
8	16:00～17:45	18:00	2	16:00～17:15	17:30
9	16:00～17:45	18:00	3	16:00～17:15	17:30

- ・10月の下校時刻について、新人体育大会までは活動時間 17:45 まで、下校 18:00、新人体育大会終了後は活動時間 17:15 まで、下校 17:30 とする。
- ・5時間授業の月曜日は、活動時間を 15:15 から 16:45 とし、下校時刻を 17:00 とする。
- ・午前中授業、午後放課となる場合等の活動時間は、その都度定める。

イ 休日

- ・原則として土曜日、日曜日のうちいずれかの1日

ウ 長期休業中

- ・学期中の活動日の設定に準じる。
- ・学校閉庁日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休養期間とする。

- エ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、4（1）の休養日数と同数程度になるように設定する。